

第5章 利用できるサービス・制度等

若年性認知症の人が置かれている状態や環境に応じて、利用できるサービスや制度が異なりますので、各サービスや制度の内容を理解し、適切な支援に結びつけましょう。

1 最初の相談先

医療機関のソーシャルワーカー

病気と今後の経過、生活上の注意点などを主治医に確認した上で、これからの生活については、その医療機関のソーシャルワーカーに相談します。相談は困ったことができてからでもいいのですが、診断がついてすぐに相談を始めることで、知らなかった情報が得られたり、不安な気持ちを受け止めてもらえたりすることで、安心につながります。

若年性認知症支援相談窓口

鹿児島県では平成29年5月に若年性認知症支援相談窓口が設置されました。若年性認知症に関する様々な相談に対して、若年性認知症支援コーディネーターが対応します。

●電話番号：099-251-4010 月～金（10時～16時）年末年始・土日祝日除く

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、各市町村に「地域包括支援センター」が設置されています。平成29年6月現在で県内に66か所あり、高齢者だけでなく、その地域の方の様々な相談を受け付けて支援を行っていますので、お近くの地域包括支援センターに、お気軽にご相談ください。

若年性認知症コールセンター

●電話番号：0800-100-2702（フリーコール） 月～土（10時～15時）年末年始・祝日除く

2 会社等に勤務している場合

いったん退職してしまうと再就職するのは難しい場合が多いので、可能な限り今いる職場で続けて働くことを考えましょう。そのためには上司や人事労務担当者、産業医等と話し合い、職場の理解を得られるようにすることが必要です。仕事の内容にもよりますが、配置転換や勤務時間の短縮、障害者雇用枠を利用する方法もあります。

いずれにしても早期診断がポイントで、症状が軽度であれば、仕事を続けられる可能性があります。

* 認知症と診断され、一定の精神障害の状態にあることが認定された場合、「精神障害者保健福祉手帳」を取得できます。血管性認知症やレビー小体型認知症などで、身体症状がある場合は「身体障害者手帳」に該当することもあります。これらの手帳があれば、企業の障害者雇用枠として働き続けることが可能になる場合があります。

① ▶ 企業の障害者雇用

障害者の雇用の促進等に関する法律により、一般企業では常時雇用している労働者の2.0%以上、特殊法人と国・地方公共団体では2.3%、都道府県等の教育委員会では2.2%以上の障害のある人を雇用することが義務付けられています。現在就労中で障害者手帳を取得している場合は、会社に相談してみましょう。

退職後、障害者雇用を希望する場合はハローワークに相談してみましょう。

(※法定雇用率は、平成29年6月時点のものです。)

② ▶ 傷病手当金

「傷病手当金」は、全国健康保険協会（協会けんぽ）又は健康保険組合に加入しているご本人（被保険者）が、若年性認知症などの病気や業務外のけがで仕事を休み、給料がもらえないときにその間の生活保障をするための「現金給付制度」です。

※健康保険に加入していない事業所へお勤めの方、自営業の方、退職後に健康保険に任意加入している「任意継続被保険者」は、傷病手当金を受けることができません。

傷病手当金の支給条件（協会けんぽの場合）

- ① 病気やケガで療養中であること
- ② 仕事に就けないこと（労務不能である医師の証明が必要です）
- ③ 連続して4日以上仕事を休んでいること
- ④ 給料が支払われていないこと

待期間の考え方

働けなくなった日から起算して、連続して休んだ3日間を「待期間」といいます。

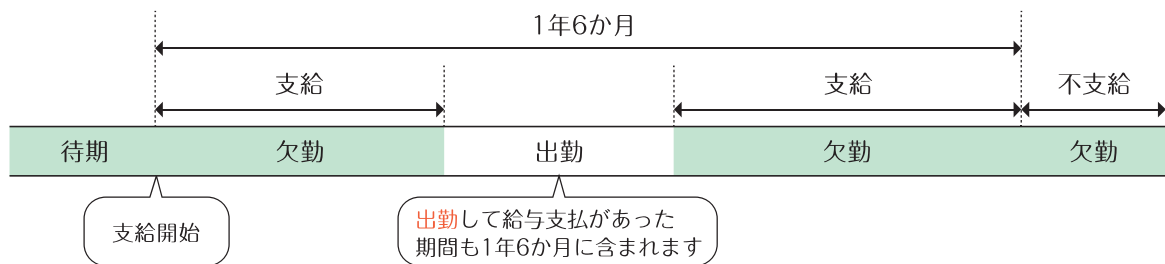
療養のために労務不能であれば、欠勤・公休・有給休暇など、いずれも「待期間」に算入することができますが、「待期間」は傷病手当金は支給されません。

① 休 出 休 休 出 出 休 休 出 休

連続して3日間休んでいないため、「待期間」になりません

② 休 休 休 休 休 休 休 休 休 休 休

待期間 傷病手当金受給



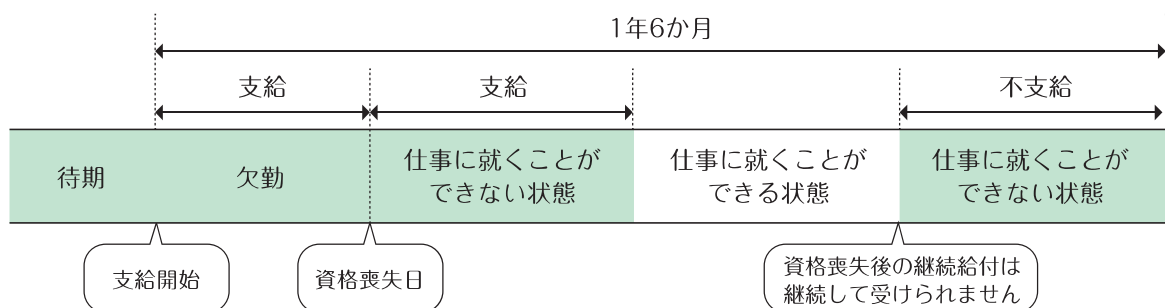
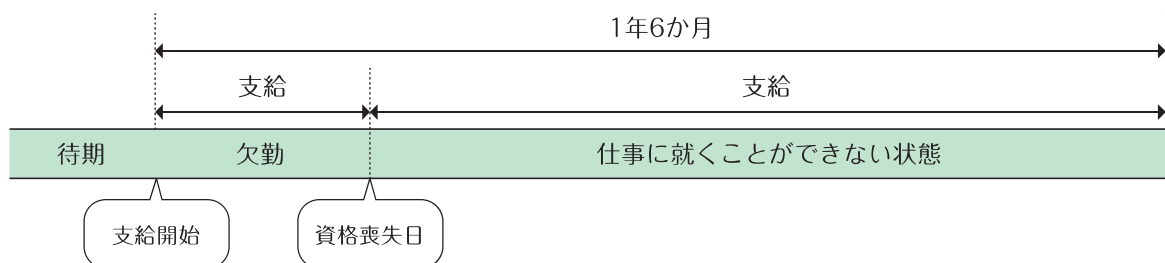
(協会けんぽ資料)

退職後、引き続き傷病手当金は受けられますか？

退職日（資格喪失の前日）まで、被保険者期間が継続して1年以上あり、退職日に傷病手当金を受けているか、受けられる状態であれば、退職後も引き続き傷病手当金を受けられます。（資格喪失後の継続給付といいます。）

老齢厚生年金を受給しているときは、傷病手当金は受給できません。ただし、年金額が低いときは、その差額が支給されることがあります。

一旦仕事に就くことができる状態になった場合は、その後さらに仕事に就くことができない状態になっても、傷病手当金は支給されません。



(協会けんぽ資料)

③ ▶ 障害者手帳

身体障害者手帳

「視覚障害」「肢体不自由」などの身体の障害があり、生活に支障を来す場合に申請することができます。障害の程度によって1級から7級まであり、1級から6級まで手帳が交付されます。一定以上の障害があり、永続すると考えられる場合に申請できます。

精神障害者保健福祉手帳

認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障を来す場合に申請できます。医療機関に該当する疾患で初めてかかった日（初診日）から6か月経過した以後での障害の程度で決められます。

申請手続き

お住まいの市町村の障害福祉担当課（P.50～P.51参照）
障害者手帳申請書，診断書等が必要です。

受けられるサービス

税制の優遇措置，公共交通料金や施設の利用料の割引等があります。詳細は窓口でお尋ねください。

④ ▶ 自立支援医療（精神通院医療）

認知症で通院治療している場合，医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が1割に軽減される場合があります。なお，世帯の所得や疾病等に応じて自己負担額の上限が定められています。

申請手続き

申請書，主治医の診断書，健康保険証等を市町村の福祉課等に提出（P.48参照）



都道府県が支給認定



原則として，1か所の医療機関，薬局，訪問看護事業所での利用が可能（場合によっては，医療機関の追加申請も可能）

医療費の自己負担は1割となります。

障害福祉サービスの利用について

http://www.shakyo.or.jp/business/pdf/pamphlet_h2704.pdf（平成27年4月版）

⑤ ▶ 障害年金

病気やけがをして、障害の状態になってしまったときに受け取ることができます。初診日に加入している年金により、受給できる年金が異なります。初診日とは、障害の原因になった傷病について、初めて医師の診断を受けた日をいいます。

各障害年金とその該当者

障害基礎年金

国民年金加入者

(自営業など、20歳以上60歳未満のすべての人)

障害厚生年金

厚生年金保険加入者

(会社員、公務員など)

請求先

市町村役場
年金事務所

年金事務所
公務員は各共済組合

いつから請求できるか

1年6か月目に障害の程度を認定

* 障害基礎年金が受けられるかどうかは、障害認定日に障害等級に該当するかどうかによって決まります。この障害認定日は、その障害の原因となった傷病の初診日から1年6か月たった日か、それ以前に病状が固まったときはその日になっています。

* 1年6か月たった日に軽くて障害等級に該当しなくても、その後65歳までは重くなれば請求して年金が受けられます。

⑥ ▶ 給料が支払われないとき

社会保険料

社会保険に加入している事業所に勤務している人は、給与・賞与から社会保険料が天引きされています。病気やけがで会社を休み、給料が支払われなくても社会保険料（健康保険料+厚生年金保険料）は払わなければなりません。

雇用保険料

雇用保険料は、支払われた給料（総額）に一定の保険料率を乗じて計算するので、給料が0であれば、保険料は支払う必要はありません。休職中でも、雇用保険の被保険者であることには変わりありません。

⑦ ▶ 医療費や介護費が高額になったとき

高額療養費

医療機関や薬局で支払う自己負担額が1か月単位で一定額を超えた場合には、その超えた金額を支給する制度です。事前に「限度額適用認定証」を入手し、窓口に出せば、自己負担限度額を超えた分を支払う必要はありません。

➔ 「限度額適用認定証」手続き： 加入している健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）、または市町村（P.48参照）

高額介護サービス費

同じ世帯の利用者が1か月に支払った介護サービス費の自己負担額の合計額が、一定金額を超えた場合は、その超えた分が支給されます。自己負担上限額は世帯の状況によって異なります。

➔ 市町村介護保険担当課（P.49参照）

高額医療，高額介護合算療養費制度

同じ世帯内で同一の医療保険に加入している人で、毎年8月から翌年7月までの1年間に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その合計が一定の額を超えた場合に、その超えた分が支給されます。

➔ 加入している医療保険の担当課，市町村の介護保険担当課（P.49参照）

3 退職後に受けられるサービスや制度

① ▶ 年金

60歳未満の方 ➔ 60歳になるまで「国民年金」に加入します。

60歳以上の方 ➔ 老齢年金の受給条件を満たしている場合は、最寄りの「年金事務所」または「街角の年金相談センター」で、年金の請求手続きをします。（P.58参照）

② ▶ 健康保険

1 現在の保険を一定の条件で任意継続する（最長2年まで）

「任意継続被保険者」といって、保険料は全額自己負担（上限あり）となります。退職して20日以内に手続きをする必要があります。

問い合わせ：「全国健康保険協会」鹿児島県支部または「健康保険組合」
「全国健康保険協会」ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>